

平成29年度

福岡県学生会館入館生募集要項
(中途入館)

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

福岡県学生会館入館生の募集について（中途入館）

福岡県学生会館は、東京都またはその近郊の大学に学ぶ本県出身学生の経済的負担を軽減し、修学の便を図るとともに、寮生活（共同生活）を通して社会性や協調性を醸成し、寮生同士が友情を育むことを通じて、有為な人材を育成することを目的として設立されたものです。

応募に当たっては、学生会館の所在地や所要経費、寮生活の特徴などをご理解いただき、申込手続を進めていただきますようお願いいたします。

1 応募資格

次の各号すべてに該当する学生とします。

- (1) 東京都またはその近郊の大学（短期大学を含み、夜間部を除く）に本年度初めて入学した学生であって、保護者が福岡県内に住所を有し、現に生活の本拠を有する者
- (2) 向上心に富み、人物良好として在学する大学の学長（学部長）が推薦する者
- (3) 規律を守り、共同生活を維持できると認められる者
- (4) 諸経費を負担できる者

2 募集内容

- (1) 募集人員
男子（英彦寮）・女子（筑紫寮） 若干名
- (2) 募集期間
随 時
- (3) 入館期間
入館の日から翌年度の3月31日まで（原則として最長2年間）

3 会館の所在地等

- (1) 所在地 〒225-0014
神奈川県横浜市青葉区荏田西1丁目14-2
TEL 045-974-8300
FAX 045-974-8302
- (2) アクセス 東急電鉄田園都市線「市が尾駅」下車 徒歩約8分
※JR「渋谷駅」で東急電鉄田園都市線に乗り換え
- (3) 会館概要 (構造) 鉄筋コンクリート5階建
(延床面積) 3,988.4㎡
(定 員) 150名 (男子100名、女子50名)
(寮 生 室) 全室洋室・1人部屋 (12.4㎡)
机・椅子、ベッド、エアコン、電話、TV・インターネット端子等
(共用施設) 食堂、図書室兼会議室、洗濯室、洗面室、浴室、トイレ
(居住区域) 建物は、男子居住区域（英彦寮）と女子居住区域（筑紫寮）との生活動線を明確に区分するとともに、男女それぞれに寮監が常駐しています。また、女子居住区域（筑紫寮）については寮室を2階以上に配置するなどの配慮をしています。

4 負担経費

- ・ 入館費 50,000円 (入館時の一時金)
- ・ 館費(月額) 50,000円 (共益費、朝食、夕食費を含む)
- ・ その他の負担 個室の電気使用料、コイン機器使用料等

5 申込手続

(1) 提出先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県教育庁内
公益財団法人福岡県教育文化奨学財団(福岡支所)

TEL 092-641-7326 (直通)

TEL 092-651-1111 (県庁内線) 5501

(2) 提出書類

- ◎ 平成29年度入館申込書(様式1)
- ◎ 推薦書(様式2)
※在学大学長(学部長)の推薦書
- ◎ 保護者の所得証明書(市区町村長が発行する最新年分)
※収入のない配偶者(専業主婦、パート等)も必要
- ◎ 上半身の写真1枚(入館申込書貼付用 約縦4cm×横3.5cm)
※写真の裏面に氏名を記入し、入館申込書に貼付
- ◎ 在学証明書

(3) 選考結果

選考結果は、本人あて通知します。

整理番号	
英彦寮	筑紫寮

様式1

平成29年度入館申込書					
写真貼付のこと (裏面に氏名記入)	フリガナ				
	氏名				
	生年月日	平成	年	月	日生 才(男・女)
現住所	〒	連絡先(携帯電話等) TEL ()			
在籍大学	大学 学部				
出身高等学校	立 高等学校(平成 年 月卒業)				
家族の状況	保護者の住所	〒 福岡県 自宅 TEL () 緊急連絡先(勤務先または携帯電話等) TEL ()			
	続柄	氏名	年齢	同居・別居の別	備考(就学者は学校名・学年)
本人			同居・別居		
			同居・別居		
			同居・別居		
			同居・別居		
			同居・別居		
入館を希望する理由 (本人が詳細に記入のこと)					
福岡県学生会館入館生募集要項に基づき上記のとおり申し込みます。					
平成 年 月 日					
本人					印
保護者					印
公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿					

様式2 (在籍大学長 (学部長))

学生会館入館推薦書		
氏 名		性 別
生年月日	平成 年 月 日生 (才)	男 女
大学・学部等	大学 学部 学科	
推 薦 所 見 (基本的な生活態度、責任感、協調性、部活動の有無等)		

調 書 作 成 者	印	
公益財団法人福岡県教育文化奨学財団学生会館の入館者として、上記所見のとおり適当と認め推薦します。		
平成 年 月 日		
大 学 名		
学 長 氏 名		職 印
公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿		

福岡県学生会館の概要について

福岡県学生会館とは

当財団が運営している福岡県学生会館は、東京都またはその近郊の大学に学ぶ本県出身学生の経済的負担を軽減し、修学の便を図るとともに、寮生活（共同生活）を通して社会性や協調性を醸成し、寮生同士が友情を育むことを通じて、有為な人材を育成することを目的として設立されたものです。

1 所在地等

(1) 所在地

〒225-0014

神奈川県横浜市青葉区荏田西1丁目14-2

TEL 045-974-8300

FAX 045-974-8302

(2) 交通

東急電鉄・田園都市線「市が尾駅」下車、徒歩約8分

2 建物の概要

(構造) 鉄筋コンクリート5階建

(延床面積) 3,988.4㎡

(定員) 150名(男子100名、女子50名)

(寮生室) 全室洋室・1人部屋(12.4㎡)

※ 机・椅子、ベッド、エアコン、電話機、テレビ・インターネット端子等が備え付けられています。

(共用施設) 食堂、図書室兼会議室、洗濯室、洗面室、浴室、トイレ

(居住区域) 男子居住区域と女子居住区域との生活動線を明確に区分しています。

女子居住区域は、寮室を2階以上に配置するなどの配慮をしています。

(寮監) 男・女それぞれに1名ずつ常駐しています。

3 負担経費 ※ 下記は平成29年度の金額です。

・ 入館費 50,000円

※ 入館時に1回限りの負担です。

・ 館費(月額) 50,000円

※ 毎月の館費には、月～土(祝祭日、夏・冬・春季休業期間を除く。)の朝・夕食の費用(おおむね15,000円程度)が含まれています。欠食した分については後日返金します。

・ その他の負担 各部屋の電気使用料、電話通話料、コイン機器使用料

4 寮生活

この学生会館では、福岡県出身で大学生という以外は、修学する大学をはじめ性格等それぞれに異なる皆さんが寮生活(共同生活)を営むこととなります。

このため、挨拶を励行し、他の寮生の勉強や睡眠を妨げないように施設内では静寂を保つとともに、環境の整備や清掃に努めるなど、守るべき規則や約束事があります。

また、寮生自らが運営する自治会の諸行事等には、積極的に参加することが求められます。

(1) 生活全般

①食 事

- ・ 食事の時間
朝 食 6時30分 ~ 9時00分
夕 食 18時30分 ~ 22時00分
(夕食の食事保管は衛生管理の観点から22時まで)
- ・ 休業日
日曜日、祝祭日及び次に掲げる期間
8月11日~ 8月20日
12月29日~ 1月 4日
3月25日~ 3月31日
- ・ 電子レンジは食堂にあります。

②入 浴

- ・ 入浴時間 19時00分~24時00分
- ・ コインシャワーの利用時間
6時30分~10時00分
11時30分~19時00分
(点検等のため利用できない時間あり)

③洗面・洗濯

- ・ 洗面は、電気温水器による温水が利用できます。
- ・ 洗濯は、全自動洗濯機、衣類乾燥機、アイロンが利用できます。

④1階にコイン式コピー機を、会議室にはパソコンを設置しています。

⑤門限は23時です。

- ・ 玄関はオートロック式ですが、深夜は電気錠による完全施錠です。

⑥面会は1階談話コーナーまたは食堂で行ってください。

⑦継続的なアルバイトは、事前に寮監に届け出る必要があります。

⑧自動車の使用は認めていません。

- ・ 自転車、原付自転車等自動二輪車は通学等のためやむを得ないと判断される場合には、保護者の承諾を得て、事前に寮監に届け出をし許可を得る必要があります。

⑨外泊する場合は、事前に寮監に届け出る必要があります。

⑩寮生以外の宿泊は認めていません。

⑪寮内でのマージャンは禁止です。

⑫寮生室は禁煙です。喫煙は英彦寮談話室（各階）のみ許可します。

なお、筑紫寮は全館禁煙です。

⑬挨拶の励行を目的として、上級生による挨拶に関する指導を行います。

(2) 施設・設備の保全

施設・設備及び備品等は、丁寧に取り扱ってください。故意又は重大な過失により破損させた場合は弁償していただきます。

(3) 防災・防犯

寮監の指示に従って行動することはもちろん、日ごろからお互いに注意を喚起し合うなど、意識を高めるようにしてください。

5 退寮

(1) 6か月以上通学あるいは寮居住の見込みのない者の在寮は認めていません。

(2) やむを得ない理由により、期間途中で退寮する場合には、原則として1か月前までにその旨について、寮監に対して予告しておく必要があります。

(3) 館費を2か月以上滞納した者は、事情確認の上、退寮させることがあります。

(4) 円滑な寮運営を阻害する者は、事実確認の上、退寮させることがあります。